

令和4年門審第28号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和3年6月2日11時00分
福岡県地ノ島西岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 16トン
登 録 長 16.35メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 585キロワット

3 事実の経過

Aは、船体のほぼ中央に操舵室を配し、レーダー、GPSプロッター、ソナー及び潮流計を同室に、舵輪及び機関遠隔操縦レバーを同室及び同室外部にそれぞれ装備した、まき網漁業の運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、令和3年6月1日18時00分福岡県鐘崎漁港を発して同県大島北東方沖合の漁場で操業を行い、翌2日06時00分福岡県博多漁港で水揚げした後、帰航の目的で、船首0.4メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、08時30分同漁港を発し、鐘崎漁港に向かった。

ところで、a受審人は、この日が3日続いた操業の最終日で疲労が蓄積していた上、平素は鐘崎漁港で水揚げするものの、同漁港の岸壁が確保できずに2日続けて遠方の博多漁港での水揚げで、1日の睡眠時間が4時間ないし5時間となり、睡眠不足の状態であった。

a受審人は、同じように疲労が蓄積していた甲板員を休息させる中、単独で当直に就き、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、10時30分神湊港北防波堤灯台（以下「神湊港灯台」という。）から251度（真方位、以下同じ。）3.1海里の地点で、針路を042度に定めて自動操舵とし、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、10時42分神湊港灯台から288度1.6海里の地点に達したとき、連日の操業による疲労蓄積と睡眠不足により眠気を催したが、鐘崎漁港の入港まであと30分ほどなので眠気を我慢できるものと思い、操縦位置を操舵室外部に切り替えて風に当たりながら立った姿勢で操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして、a 受審人は、いつしか居眠りに陥り、倉良瀬戸の予定転針地点を通過して地ノ島西岸に向かう態勢となって進行し、11時00分神湊港灯台から011度2.7海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首外板に破口を生じたが、自力離礁して帰港し、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、倉良瀬戸において、鐘崎漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、地ノ島西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、倉良瀬戸において、椅子に腰を掛けた姿勢で単独で操船に当たり、自動操舵により鐘崎漁港に向けて帰航中、連日の操業による疲労蓄積と睡眠不足により眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、操縦位置を操舵室外部に切り替えて風に当たりながら立った姿勢で操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、鐘崎漁港の入港まであと30分ほどなので眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、予定転針地点を通過し、地ノ島西岸に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月19日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栞 原 和 栄

審判官 山 本 哲 也